

近世・近代における旧跡・名所の保存顕彰

内田 和伸（奈良文化財研究所）

はじめに

聖武天皇が和歌の浦に行幸し、その景観地の保護について詔を出したのが神亀元年(724)10月5日で、令和6年(2024)でちょうど1300年になる。旧跡・名所あるいは後の文化財としての「名勝」「史跡」の保護事例で見ると最初期の事例になる。一方、遺跡で顕彰や保存整備がいつから始まったかについては明確ではない。ここではまず、中世までの遺跡に対する人々の認識を振り返り、本書の寄せられた報告を紹介しながら近世における名所・旧跡の顕彰や保護の事例を概観し、最後に近代を展望することにしたい。

1. 中世までの遺跡認識

養老5年(721)成立の『常陸国風土記』では、那珂郡(現在の茨城県那珂郡)にある「大櫛之岡」と記される大串貝塚(史跡、水戸市)は海から離れたところに立地するため、巨人(民俗学でいう、ダイダラボッチ)が貝を食べて捨てたところと認識されていた。同じような話は享保4年(1719)に成立した、仙台藩領を中心とした地誌『奥羽觀蹟聞老志』にもあり、磐城国新地村貝塚居の新地貝塚(史跡、福島県相馬郡新地町)は手の長い神が海から貝を探り、貝殻を捨てた所とされ、手長明神を祀った祠跡も残る。

銅鐸の発見も天智天皇、元明天皇、嵯峨天皇の時などに記録はあるが、本来の用途は忘れ去られており、奇異なるものとして扱われた。

承和6年(839)に出羽国田川郡西浜(現在の山形県飽海郡遊佐町)で長雨の後に見つかった鉢や鎌に似た石を当時の出羽国司は朝廷に献じた。遺物は天上で神軍が射たものが地上に落下したとする神秘的な説話に結び付けられ、朝廷は異変を恐れて神に幣帛を奉るよう指示した。国司が奉幣したと考えられる大物忌神社は出羽国一宮で、現在、同町に遷座している。

一方、古墳では宝物を期待して盗掘をしたり、その遺物を愛玩用にしたり、石材を転用したりすることもあった。興福寺の僧が康平3年(1060)に成務天皇陵、久安5年(1149)には聖武天皇陵を発いた。嘉禎元年(1235)には天武・持統天皇合葬陵も発かれ、真の繼体天皇陵と言われる今城塚古墳は中世には城砦として利用された。

以上のいくつか例¹⁾は遺跡・遺物が学問の対象とはされていなかった考古学前史のものである。このような遺跡・遺物に対する認識は近世になって一気に変わるということはない。たとえば江戸時代における国分寺・国分尼寺跡を見ると、礎石が恐怖や信仰の対象となったり、基壇跡の土壇に生えた樹木がランドマークになっていたり、硯に転用する古瓦を拾う場所となっていたりしており、一方で学術的な理解が始まるようになる。地域ごとあるいはそこで暮らす人それぞれに多様な意味をもった多義的な風景が成立していた²⁾。

2. 江戸時代の学問の発達と 遺跡・遺物³⁾

江戸時代初期には文治政治が始まり、儒学や中国古典に関する研究、国学や記紀に関する研究が行われるようになり、国史や地誌の編纂作業も行われるようになった。やがて「縁起の世界から考証主義的歴史の世界への転換、遺蹟をめぐるタブーや迷信からの一定の解放が起こ」⁴⁾ることになる。

儒学の朱子学が我が国へ伝えられたのは鎌倉時代で、宋学の書籍が舶載され、禅僧の間でその研究が進められた。室町時代には京都五山などの禅僧による研究が盛んになったが、応仁の乱で京都が荒廃すると地方へ下向する僧も出て、地方への普及の契機ともなった。朱子学の隆盛に伴う中国古代の学問の研究は日本の歴史に関する関心を喚起し、儒者の間で日本史の研究が盛んになった。五山でも歌門冷泉家出身で、『新古今和歌集』撰者藤原定家の十二世の孫である藤原惺窓は禅僧として修業を積んでその名を知られたが、朱子学に関心を持ち、天正18年（1590）に来日した朝鮮国使に儒教と仏教は相いれないものであることを教えられ、僧籍を捨て儒学者となったという。その門下から林羅山をはじめとする多くの学者が輩出された。

3代将軍徳川家光の時代になると、幕藩体制の基礎も固まり幕府では上下尊卑の秩序を維持していくための論理的な支えとして朱子学が重要視されるようになり、諸藩も儒者を招いた。林羅山は家光の命により国史の編纂事業を始め、孫の春斎が漢文編年体の歴史書『本朝通鑑』を寛文10年（1670）に完成させた。水戸藩2代藩主徳川光圀は明治になって完成する、漢文紀伝体の歴史書『大日本史』の編纂を明暦3年（1657）の大火後に始めた。これらの書籍は儒教的歴史観によるものであった。

一方、中江藤樹や熊沢蕃山のように道徳理論と現実社会の矛盾から実践的な立場をとった陽明学派も現れた。さらに、山鹿素行や伊藤仁斎のように朱子の解釈によらず直接古代儒学の原典にあたる古学派

や、秦漢以前の古語である古文辞の研究を進めた荻生徂徠のような古文辞学派も現れた。山鹿素行は『日本書紀』を用いて中国文化渡来以前の日本の姿を『中朝事実』で著し、古学派の神道学者の第一人者となつた。古典を客観的に研究するこれらの研究姿勢は国学や尊王思想の発達をも促すこととなつた。「太平記読み」と呼ばれる講釈師が創作も加えた物語が流行し、南朝を悼む風潮から楠木正成への崇拜も盛んになった。

尊王思想の発達に伴い、陵墓の探索と顕彰に熱意を持つ人も現れた。国学者で儒学者の松下見林は山陵の荒廃を嘆き实地を調査して、元禄9年（1696）に『前王廟陵記』を著した。福岡藩士で儒学者の貝原益軒も『和州巡覽記』や『扶桑記勝』でも陵墓について言及している。郡山藩士で儒学者の細井知名（芝山）は山陵の荒廃ぶりを、將軍綱吉の側用人柳沢吉保に仕えていた弟の知慎（広沢）に知らせ、幕府による探索・補修事業が始まることになる。元禄10～12年（1697-1699）に幕府が陵墓の修理を行つた元禄の修陵である。この時の工事は墳頂部に柵を巡らせる程度であったが、その報告書として細井知慎が事業の成果を『諸陵周垣成就記』にまとめた。

地誌では、万治元年（1658）に『山城名所記』（山本泰順）、貞享元年（1684）に『雍州府志』（黒川道祐）、元禄4年（1691）に『作陽志』（江村宗普）、同15年（1702）に『山州名跡志』（僧白慧）などが著わされた。こうした地誌の中には遺跡の現状が記されたものもある。『筑前国続風土記』は福岡藩儒の貝原益軒が宝永6年（1709）に編纂した筑前国の地誌で、飛鳥時代の齊明天皇の行宮、朝倉橋広庭宮の跡と伝承されるところについては礎石の残存状況等を記している。また、益軒は福岡藩黒田家史の『黒田家譜』の編纂を進める中で、黒田家にとって関ヶ原合戦とともに徳川家の勝利に貢献した慶長5年（1600）豊後国速見郡の石垣原合戦の歴史を考証した絵図を作成した〔竹内氏報告、本書92-100頁、以下〔〕内は本書掲載報告〕。武家にとって自家が功績を立てた古戦場の調査や顕彰は重要な事柄であつ

たのである。

江戸時代中期、特に將軍家斉の頃には学問も著しく向上し広がりも見せた。儒学とともに国学も盛んになり、古典の考証が行われ、有職故実の研究も行われた。地誌の編纂と出版は各地の名所旧跡、古墳、その他の遺跡・遺物へ多くの人の関心に繋がった。

徳川吉宗の孫、白河城主であった松平定信は隠居して樂翁と号し、貴重な考古資料を含む古美術の木版図録『集古十種』(1800)を編纂した。同じく大名の編纂としては、紀州新宮城主水野忠央の『丹鶴図譜』『ちとせのためし』にも考古学上の遺物が収録されている。

裏松光世(固禪)は公家で著名な有職故実学者で、平安京大内裏の建物構成や配置、沿革等について考証し『大内裏図考証』を天明8年(1788)に著した。その研究は同年の内裏炎上後、復古調の内裏再建に寄与した。

膳所藩郷代官を務める家柄の養子に入った木内石亭は奇石や石器、石造品を含めた全国の愛石家の中心的存在であった。京都の佛光寺久遠院主の子、藤貞幹は古瓦や古銭、金石文、陵墓などについて多くの著作を残した。ともに当代における考古学者と評される業績を持つ。

医者や文人を中心とした好古の人々の集まりも生まれ、交通事情の改善により地方との学問の交流も盛んになった。こうした状況の中で古いものに愛着を覚えて蒐集し、愛玩する風潮も盛んになった。下総の国府台と呼ばれる江戸を望む台地は北条氏と里見氏による天文および永禄年間の国府台合戦で名高く、『江戸名所図会』にも描かれた。庚申塔が建てられていた昔堂と呼ばれるところが現在では国分尼寺跡(史跡、千葉県市川市)の金堂跡と考えられており、当時は瓦を拾って愛玩する人が絶えなかつた⁵⁾。陸奥国分尼寺跡(史跡、仙台市)でも瓦を掘り出し、硯に転用していたことが知られる⁶⁾。

江戸時代後期、19世紀になると、地誌編纂の中で歴史的遺産を調査し、歴史を探求すると遺跡が再認識され、その成果を示す史跡碑が顕彰・保護のため

に建立されていった⁷⁾ことを次節で多数見ることができる。

本居宣長は山陵や古墳、寺などを歴訪し観察した記事を『菅笠日記』(1795)として刊行した。蒲生君平は近畿や四国の山陵に関する調査結果を『山陵志』(1801)にまとめ、はじめて前方後円という墳丘形式を示し、形式による変遷を述べた。これにより山陵の理解が進んだ。北浦定政は測量車を開発し、陵墓位置の測量成果を生かした『打墨縄』(1848)をまとめ、平城京の復原にも先駆的業績を残した。

谷森善臣は幕末から明治の国学者で山陵や古墳に詳しく、『諸陵徵』(1851)、『諸陵説』(1855)、『山陵考』(1867)などを著した。幕末の尊王思想の高揚の中、宇都宮藩の建議で幕府が文久2年(1862)から行った事業が「文久の修陵」である。対象は109か所に及び、各陵の工事前後の様子を絵師に描かせ、事業内容を示す「文久山陵図」が慶応3年(1867)に朝廷と幕府に献上された。谷森善臣は文久3年の宇都宮藩による文久の修陵にも参加した。

3. 近世大名による名所旧跡の保存顕彰

以下、近世大名による名所旧跡の保存顕彰の事例をみてみよう。

徳川光圀による古墳の調査は考古学史に残る顕著で有名な事績である。元禄3年(1690)の常陸国新治郡玉里村(現在の茨城県石岡市)における古墳の発掘に続く、元禄5年(1692)の下野国那須郡湯津上村(現在の茨城県大田原市)における上車塚・下車塚の発掘は学術的な目的をもった最初の発掘調査であったからである。延宝4年(1676)に古墳の近くで那須国造碑が発見され、領主の光圀が笠石神社(石碑が御神体)を創建し碑の保護を命じた。那須国造碑建立当時は年号の使用が停止していたため唐の年号で記されており、700年に当たる。光圀は碑文に記されている「那須国造直章提」の章提は姓であり、名は記されていないと考えて、国造の名を記した墓誌を求めて古墳の発掘を行ったのであった。

墓誌は見つからなかったが、調査後には出土品を画工に図化させ、松材の木箱に収めて埋め戻し、墳丘を復旧させ、記念に松樹を植えている。発掘と整備を担当したのが光圀の家臣の佐々介三郎宗淳であった。光圀の関心は史書編纂や遺跡保護だけでなく、さらに広い文化財保護全般に関わっていたことが指摘されている〔鈴木氏報告、5-15頁〕。(なお、古墳は侍が関わったことで上侍塚古墳・下侍塚古墳と呼ばれ、昭和26年(1951)に侍塚古墳として史跡に指定され、石碑は国宝に指定されている。)

摂津国湊川では南北朝時代、延元元年・建武3年(1336)に足利軍と後醍醐天皇方の新田義貞・楠木正成の軍の間で湊川の戦いが行われた。尼崎藩内にはその時自刃した楠木正成の塚があって、墓域は秀吉の文禄検地の際には免租地となっていた。尼崎藩主青山幸利は慶安3年(1650)までに梅と松の二株を植え墓標とし、後に五輪塔を設置した⁸⁾。青山家は南朝に仕えた花山院信賢を祖とするとされ、楠木正成の顕彰は先祖の顕彰とも関連するものであった。

その40余年後の元禄5年(1692)には徳川光圀による建碑が行われることになる。その梅と松は切られ、五輪塔は地盤に埋められて、その上に上下二段の基壇を設けて、龜趺を据えて、光圀揮毫「嗚呼忠臣楠子之墓」の碑石(史跡楠木正成墓碑、神戸市)を建てた⁹⁾。五輪塔を埋めたことは埋納したとの可能性があるという〔鈴木氏報告、10頁〕。(なお、楠木正成墓碑は昭和26年(1951)に史跡に指定されている。)

紀州和歌山藩では、徳川頼宣が寛文3年(1663)に国内の名所旧跡を吟味するように命じ、3年間調査が行われ、古墳旧蹟を探り隠滅することのないよう樹木を植えさせた。この調査には儒官李梅渓が関わり、彼は名所(などころ)和歌の浦近くの「亀遊巖」や、神武天皇の兄である五瀬命所縁の「雄の芝」にその名や由緒を記した石碑の建立に関わっている。また、東照宮の勧請、玉津島社の社殿および祭典の再興も始まることが指摘されている。享保期に

なると、『延喜式神名帳』に記載があるが廃墟となっていた旧跡の地に神名を記した記念標柱を建てたり、琴の浦の名草浜宮では古社再興を行ったりしている¹⁰⁾。また、和歌の浦では不老橋の整備や歴史の顕彰の中で望海楼碑・玉津島頓宮碑・奠供山碑の建立が図られた〔藤本氏報告、47-54頁〕。(なお、和歌の浦は平成22年に名勝に指定されている。)

尾張藩では寛文から元禄年間に土地開発の進行に伴う古戦場の荒廃に対処しようとしていた。『尾張風土記』の編纂に先立ち、天正12年(1584)徳川家康が秀吉に勝利した合戦のあった長久手古戦場では、寛文8年(1668)に2代藩主徳川光友が家老に調査を命じて絵図を作成させ、これに関わった福富親茂が宝永3年(1706)に記念標木を建てた。17世紀末から古城・古戦場の調査が行われ、地誌編纂も行われ、記念標柱・記念碑の建立がはじまるのである¹¹⁾。永禄3年(1560)に合戦のあった桶狭間古戦場では明和8年(1771)に赤林四郎左衛門らが記念標柱を建てたように、18世紀半ばには歴史の顕彰の動きが本格化する〔羽賀氏報告、16-29頁〕。(なお、桶狭間古戦場伝説地は昭和12年(1937)に史跡に指定されている。)

紀伊新宮藩は、紀州徳川家の家臣で附家老の水野家が治めていた。藩内には始皇帝が不老長寿の仙薬を求めて東海へ遣わした徐福が新宮に渡來したという伝説があり、新宮城主水野忠昭は李梅渓が揮毫した「秦徐福之墓」の墓碑を元文元年(1736)に建てた。その脇には天保5年(1834)紀州藩儒者仁井田好古の撰、書による顕彰碑が建てられるはずであったが、海中に没し、昭和15年に建てられた¹²⁾。(なお、前者は新宮市指定史跡である。)

青森県西部の鰺ヶ沢町所在の種里城跡は南部光信(1460-1526)が築いた城とされ、遺言により城内に鎧着装のまま立ち姿で埋葬され廟所とした。光信にはじまる大浦氏は、5代目の大浦為信が後の津軽為信であるため、弘前藩津軽氏は享保16年(1731)完成の『津軽一統志』の編纂の中で光信を藩祖と位置づけ、発祥の地である種里城の保存顕彰を行ってき

た〔中田氏報告、77-83頁〕。(なお、種里城跡は津軽氏城跡の一部として平成14年(2002)に追加指定された。)

奥州仙台藩は、天正19年(1591)に平泉を領内に入れ、その歴史的価値に理解を示した。初代藩主伊達正宗は元和4年(1618)平泉を巡検し、中尊寺に検地除外の特典を与えており、毛通寺も同様だったと考えられている。4代綱村は元禄8年(1695)に遺跡の礎石や庭石の抜き取りを禁止し、中尊寺客殿の屋根修理を実施し、翌年には毛越寺一山関係の遺跡の現況を報告させている¹³⁾。また、現存する各寺院遺跡の建築構造を囲む老杉は、元禄以降の藩命により遺跡の顕彰のために植えさせたものと考えられてきたが、古跡の尊厳を保つためであったという〔佐藤氏報告、38-46頁〕。(なお、毛越寺は「毛越寺境内附鎮守社跡」として特別史跡に指定され、庭園は「毛越寺庭園」として特別名勝に指定されている。)

仙台藩領内の多賀城跡の外郭南門跡近くで2代藩主伊達忠宗の頃に土中から多賀城碑が発見され、最初は「壺碑」として文献上現れる。和歌で平安時代以来数多く歌われた「つぼのいしぶみ」という歌枕の実態は不明であるが、多賀城碑は発見当初から歌枕の名で呼ばれていた。松尾芭蕉は元禄2年(1689)にそれを見た感動を『おくのほそ道』に記している。徳川光圀は『大日本史』編纂のために派遣した儒臣丸山河澄の報告で苔むした状態であることを知り、元禄7年(1694)頃、4代藩主伊達綱村に碑の修復と保存のための碑亭建設を要請したことにより、ほどなく碑亭が建てられたようで、享保2年(1717)にはその存在が確認できる。仙台藩では幕府の方針を受け文治政治に力を入れ、佐久間洞巖らが研究を進めて、享保元年(1716)には洞巖が『多賀古城壺碑考』をまとめた。また、忠宗や綱村の時代を中心に古典研究を行い、「つぼのいしぶみ」をはじめ、「末の松山」「浮島」「野田の玉川」「沖の石」「おもわくの橋」等の歌枕を領内の多賀城周辺に設定した。このため多賀城碑は西行や源頼朝などの和歌で有名な歌枕の壺の碑として世の中に知られ、『名所図会』

などでも奥州の名所として多数紹介された¹⁴⁾。(なお、多賀城跡は特別史跡で、多賀城碑周辺は名勝「おくのほそ道の風景地」の中の「壺碑(つぼの石ぶみ)」ともなっており、石碑は重要文化財である。)

白河藩では歌枕となっていた白河の関の場所を藩主松平定信自らが考定し、寛政12年(1800)に「古関蹟」碑を建立している〔内野氏報告、84-91頁〕。(なお、発掘調査を経て、昭和41年(1966)に史跡に指定されている。)

江戸時代に筑前国を支配した福岡黒田藩では藩命に基づいて地誌『筑前国続風土記』(貝原益軒編纂1709)、『筑前国続風土記附録』、『筑前国続風土記拾遺(1837年前後)』等が編纂され、大宰府跡への関心が喚起された。寛政5年(1793)には大宰府跡の礎石の移動・埋没を禁ずるなど藩の積極的な遺跡の保存顕彰施策がみられ、同年と文政3年(1820)には大宰府政庁跡付近の礎石の残存状況が作図されている。この施策は7代藩主黒田治之に重用された久野一親や亀井南冥による献策らしく、福岡藩の役割である長崎の警備と古代大宰府の国防機能を重ね合わせて、長崎警備の由緒を象徴する場として大宰府を位置づけたためと考えられている。南冥が撰した「太宰府碑」碑文(1789)にはその由緒が語られている¹⁵⁾〔一瀬氏報告、30-37頁〕。

結びに

その大宰府の政庁跡には、明治4年(1871)に大庄屋高原善七郎が私財を投じて「都督府古趾」碑を建て、明治13年には御笠郡民が「太宰府址碑」を建て、残る「太宰府碑」が建てられたのは亀井南冥没後百年の大正3年で、建立したのは南冥の志を継いだ門下生らであり、南冥の顕彰でもあった。現在正庁跡に三基の石碑が並ぶが、建碑が実現するのは明治になってからである。そして、太宰府跡が大正8年(1919)に制定された史蹟名勝天然紀念物保存法に基づいた文化財として史跡に指定されるのは大正10年である。

水戸藩の藩校弘道館は国内最大規模を誇る、総合

的な教育施設で、創建は徳川斉昭が水戸藩9代藩主であった幕末の天保12年（1841）であった。廃藩置県後、その跡地は新しい地方行政の中心になっていく。その中で、「名区」「勝地」である弘道館の保存方法として中枢部の公園化を図ったのが茨城県令人見寧であった。明治6年（1873）に偕楽園が既に常盤公園となっていたため、明治14年に水戸第二公園として弘道館跡の公園設置の認可が下り、明治21年の『茨城県名勝志』には水戸公園として掲載され、観光名所となっていく。弘道館正庁など中枢部が史跡指定されたのは大正11年（1922）である〔小坪氏報告、67-76頁〕。

大宰府跡のように近代になっても継続的に保護顕彰が行われる遺跡があり、旧弘道館のように比較的新しい施設で遺跡とはならずに維持された施設では明治6年の太政官布達に基づく公園になっていくところもある。公園とはならなかった名所旧跡も地租改正事業の中で公園と同じ官有地第三種に組み込まれ保護が図られるところもあった¹⁶⁾。

名所旧跡等が文化財として保護されるべく、紀州徳川家第15代当主徳川頼倫らが尽力して史蹟名勝天然紀念物保存法が制定されたのは大正8年（1919）である。そこで学術的に検証された名所旧跡は法的・行政的に顕彰されて「史蹟」「名勝」となっていくのである。

【註】

- 1) 斎藤忠『日本考古学史』1995 吉川弘文館 pp.1-79
- 2) 指稿「古代遺跡の履歴と風景～国分寺・国分尼寺跡と宮跡の近世・近代～」『研究論集X』1999 奈良国立文化財研究所 学報第58冊 pp.121-145
- 3) 小林茂『兵庫県史』「第三章第三節 文化的発展」1979 pp.275-291
- 4) 羽賀祥二『史蹟論 19世紀日本の地域社会と歴史意識』1998 名古屋大学出版会 pp.17-18
- 5) 滝口宏「下総」「新修国分寺の研究」第二巻 畿内と東海道 1991 吉川弘文館 pp.371-374
- 6) 内藤政恒 松永住美「陸奥国分寺」「国分寺の研究」上巻 1938 考古学研究会 p.858
- 7) 前掲書4) p.10
- 8) 『神戸市史別録一』名著出版 1971 p.99

- 9) 森田康之助『湊川神社史』中巻 景仰篇 湊川神社 1978 pp.288-326
- 10) 前掲書4) pp.334-371
- 11) 前掲書4) pp.24-58
- 12) 前掲書4) pp.337-339
- 13) 藤島亥治郎「平泉の文化と中尊寺」『中尊寺』河出書房新社 1971 pp.179-200、板橋源「中尊寺の歴史」『中尊寺』河出書房新社 1971 pp.201-208、田中喜多美「南北朝時代以後」『平泉/毛越寺と觀自在王院の研究』東京大学出版会 1961 p.12-25
- 14) 桑原滋郎・高野芳宏・須賀正美『ふるきいしぶみ 多賀城碑と日本古代の碑』東北歴史博物館 2001 pp.44-56、平川南「碑の発見とその名声」『多賀城碑 その謎を解く（増補版）』雄山閣出版 1999 pp.10-32
- 15) 『大宰府 その栄華と軌跡』九州歴史資料館 2010 pp.97-101
- 16) 指稿「史蹟名勝天然紀念物保存法制定までの史跡名勝の官有地化による保護」『史跡等の保存活用計画—歴史の重層性と価値の多様性—』2020 奈良文化財研究所 pp.135-140